

東大阪市保育人材確保事業費補助金交付要綱（別表抜粋）

別表

補助種別	目的	対象者	補助要件	補助対象経費	算定基準	留意事項
1 保育士宿舎借り上げ支援事業	保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士の就労継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。	幼保連携型認定こども園 幼稚園型認定こども園 保育所 小規模保育施設	対象者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助する。 ・保育士の要件 1. 常勤の保育士であること。(平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除く。) 2. 保育士として初めて採用された日から起算して5年以内であること。ただし、5年以内であっても、退職後、再度保育士として採用された場合は対象外とする。なお、やむを得ない事情による退職と認められる場合に限り、再度対象者とすることができるとして、この場合の対象期間は、保育士として初めて保育所等に採用された日から5年以内とする。令和元年度又は令和2年度において本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、採用された日から起算して10年以内とする。また、令和元年度において本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、採用された日から起算して9年以内。令和2年度において本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、採用された日から起算して8年以内。令和5年度において本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、採用された日から起算して7年以内。令和6年度において本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、採用された日から起算して6年以内とする。	保育士宿舎を借り上げるために必要となる賃借料、共益費(管理費)。ただし、礼金、更新料、敷金、駐車場代等は対象外。	対象者が負担した補助対象経費から本人負担額を除いた額と次の補助基準額を比べて、低い方の額の3/4を補助額とする。(1,000円未満の端数切捨て) 1. 令和元年度又は令和2年度において本事業の対象となった者が、令和3年度以降も引き続き同じ宿舎に入居している場合 1人当たり月額64,000円 2. 令和3年度以降に本事業の対象となった場合 1人当たり月額59,000円	1. 宿舎借り上げの費用について、他の補助事業等により、住居手当又はそれに類する補助をしている場合には対象としないこと。 2. 未入居月は、対象としないこと。 3. 入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額を補助する。 4. 保育士の就業継続のための研修への積極的参加を図るなど、保育士の就業継続に努めること。 5. 宿舎は、原則市内の物件とするように努めること。 6. 補助要件2における「やむを得ない事情」の申し出があつた場合は、本人または事業所に確認を行った上で判断すること。
2 保育体制強化事業	地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(以下「保育支援者」といふ。)を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担軽減をすることによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備すること及び児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図ることを目的とする。	1 保育支援者の配置 保育所 幼保連携型認定こども園 2 児童の園外活動時の見守り等及び3 スポット支援員の配置 保育所 幼保連携型認定こども園 幼稚園型認定こども園 小規模保育施設	保育士の負担軽減に取り組んでいる対象者について、保育支援者の配置及び散歩等の児童の園外活動時の見守り等に要する費用の一部を補助する。 1 保育支援者の配置 (1) 保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行うものとする。 ① 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒および清掃 ② 給食の配膳およびあつかいづけ ③ 寝具の用意およびあつかいづけ ④ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳 ⑤ 児童の園外活動時の見守り等 ⑥ 前号に掲げるもののほか、保育士の負担軽減に資する業務 (2) 保育支援者は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者とすること。 (3) 保育支援者を配置する保育所等は、実施計画書を提出すること。 2 児童の園外活動時の見守り等 (1) 本事業は、保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市が認めた者(いわゆる「キッズ・ガード」。以下、「市が認めた者」という。)が、散歩等の園外活動において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行うものとする。 (2) 本事業を行う者は、以下のいずれかの要件を満たすこと。 ① 市が認めた交通安全に関する講習会等を修了した者 ② 安全管理に知見を有する者として市が認めた者(いわゆる「キッズ・ガード」) (3) 本事業を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日)に留意して実施すること。 3 スポット支援員の配置 (1) 本事業は、登園時の繁忙な時間帯やプール活動など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯にスポット支援員を配置し、安全な保育体制の強化を行うものとする。 (2) スポット支援員は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者とすること。 (3) スポット支援員は、対象施設が1の事業と合わせて実施する場合は、1で配置した保育支援者とは別に加配すること。	保育支援者の配置、散歩等の児童の園外活動時の見守り等及びスポット支援員の配置に要する費用(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等)	1. 保育支援者の配置 1か所当たり月額 100,000 円 2. 児童の園外活動の見守り等 ① 保育支援者が児童の園外活動時の見守り等にも取り組む場合、1に下記の額を加算 1か所当たり月額 45,000 円 ② 安全管理に知見を有する者として市が認めた者に謝金を支払う場合又は委託する場合 1か所当たり月額 45,000 円 ※①、②は1か所につき一方のみ 3. スポット支援員 1か所当たり月額 45,000 円	本事業に要する費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他の事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。

別表

補助種別	目的	対象者	補助要件	補助対象経費	算定基準	留意事項
保育補助者雇用強化事業	保育士賃格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者(以下「保育補助者」といふ。)及び保育士として職場復器を目指す保育士(以下「有資格保育補助者」といふ。)を保育所等に勤務する保育士の補助を行ひ者として雇用する者であること。	幼保連携型認定こども園保育所 小規模保育施設	保育士の勤務環境改善に貢献したる対象者について、「保育補助者以下「保育補助者等」といふ。の雇用に必要な費用の一部を補助する。対象者は、新たに保育補助者等の雇用上げを行う施設、事業者とする。また、本事業によって雇用上げする保育補助者等は、以下の要件をいずれも満たすものであること。 (1)保育補助者は、保育士資格を有しない者であること。 (2)有資格保育補助者は、保育士資格を有する者であって現に保育として就業している者であること。 としての従事期間は採用から1年を超える者、又はこれと同等の知識及び技能があると実施主体が認めめた者であること。 なお、40時間以上の実習には、「保育補助者雇用上被賃用事業及び保育補助者雇用上強化事業」の保育補助者雇用上被賃用事業月13日付厚生労省事務連絡に定める研修とする。	保育補助者及び有資格保育補助者の雇用上げに要する経費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費)	1. 定員が121人未満の施設の場合 149の所当年度の生額 1,953,000円 ・保育補助者の経験年数が3年以上7年未満 13の所当年度の年額 2,441,000円 ・保育補助者の経験年数が7年以上 13の所当年度の年額 3,255,000円 ※保育補助者を複数配置している施設においては、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定する。 ※本事業により雇用上げに係る費用においては、保育補助者他の事業より、その差額が交付される場合には、对象しないこと。 3. 本事業により新たに雇用上げを行った保育補助者は、雇用上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象となることができる。 4. 美濃計画書の作成における「記11③」については、資格取得実績の見込みについて明記すること。また、資格取得における「記11④」については「保育士資格取得支援事業」などの活用も検討するこ	1. 対象者は、事業実施にあたっては、実施計画書に市民に提示するところ。 2. 本事業の業務及び保育士の業務に関する内容の職員の雇用の雇用形態、勤務時間調整や講習受講の機会の確保等を記載すること。 3. 本事業による雇用上げに係る費用において子ども・子育て支援計画第11条に規定するものたとの教育・保健福祉行政の他の事業より、その差額が交付される場合には、対象しないこと。 3. 本事業により新たな雇用上げを行った保育補助者は、雇用上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象となることができる。 4. 美濃計画書の作成における「記11③」については、資格取得実績の見込みについて明記すること。また、資格取得における「記11④」については「保育士資格取得支援事業」などの活用も検討するこ